

施 行 日 平成28年12月1日
改 正 日 令和6年7月25日

大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪市補助金等の交付に関する規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるものほか、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

第2条 保育士の人材確保および離職防止を図るため、大阪市として実施が適当と認めた間接実施団体（以下「補助対象事業者」という。）がおこなう貸付事業に対する経費の補助を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、規則に定めるものほか、次のとおりとする。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設、並びに大阪市立児童福祉施設条例別表第1で定める保育所のうち、大阪市立保育所運営業務として委託していない保育所を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。ただし、大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）に掲げる幼稚園を除く。
- (3) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（小規模保育事業C型を除く）をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (5) 潜在保育士 保育士資格を持ちながらも保育士として就業していない人をいう。

- (6) 就職準備金 再就職のための準備に必要な費用をいう。
- (7) 保育補助者 保育士資格を有さずに保育に従事している者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費の支給の算定対象となる者を除く）
- (8) 預かり保育 保育施設等における勤務及び通勤の時間帯に、未就学児をもつ保育士の子どもに対して、通常利用する保育施設等の保育標準時間を超えて延長保育事業を利用またはファミリー・サポート・センター事業または認可外保育施設またはベビーシッターを利用して保育がおこなわれることをいう。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる貸付事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 潜在保育士就職支援事業 再就職に当たり必要な費用を貸し付ける事業。保育士として週20時間以上の勤務を要し、以下の要件を満たす方に就職準備金上限40万円（一人1回限り）を無利子で貸付。ただし、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者は除く。市内にある第3条の1号から4号（以下、「保育所等」という）のいずれかにおいて引き続き2年間保育士として従事した場合、返還免除とする。

①以下の対象施設または事業を離職した者又は勤務経験がない者。

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

②市内の保育所等に新たに勤務する者。

③補助対象事業者に対して勤務開始日より1年以内に申請した者。ただし、勤務内定日以降勤務開始日までに申請した者も同様とする。

- (2) 保育料一部貸付事業 当該保育士の子どもを保育施設等へ入所させた場合に、その保育料の一部を貸し付ける事業。以下のいずれかの要件を満たす方に対して、保育料の1/2（月額27,000円上限、最長1年間）を無利子で貸付。引き続き2年間保育士として従事した場合、返還免除とする。ただし、市外の保育所等へ入所させた場合は、その保育所等が所在する市または当該保育士が居住する市（大阪市を除く）において、保育料の一部助成事業や貸付事業が実施されている場合は、貸付事業の補助対象に含まない。

①新たに保育所等において保育士として週20時間以上の勤務を要しており、補助対象事業者に対して勤務開始日より1年以内に申請した者。

②保育所等に雇用されており、産後休暇又は育児休業から復帰し、保育士として週20時間以上の勤務を要しており、補助対象事業者に対して復帰日より1年以内に申請した者。

(3) 保育補助者雇上げ支援事業 平成29年4月1日以降に市内の保育所等(幼稚園型認定こども園を除く)で保育補助者として勤務する者を直接雇用している民間事業者に対して、その保育補助者の雇上げにかかる費用(2,953,000円上限)を無利子で貸付。その保育補助者が勤務を開始して最大3年間を貸付対象期間とする。保育補助者が貸付期間内に保育士資格を取得または貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得し、引き続き、保育士として勤務を継続する場合は、貸付金を返還免除とする。

ただし、この事業を利用できるのは、保育士の業務負担軽減に資する取り組みを行っている事業者と市長が認める事業者とする。

また、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設または事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合については年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができる。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 以下のいずれかの要件を満たす、市内の保育所等で勤務を行う、未就学児を持つ保育士に対して、その保育士が保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する場合に、その利用したファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額(年額123,000円上限)を無利子で貸付。引き続き2年間保育士として従事した場合、返還免除とする。

ただし、その保育士の子どもが保育施設等を利用している場合に限る。

- ①新たに保育所等において保育士として週20時間以上の勤務を要しており、補助対象事業者に対して勤務開始日より1年以内に申請した者。
- ②保育所等に雇用されており、産後休暇又は育児休業から復帰し、保育士として週20時間以上の勤務を要しており、補助対象事業者に対して復帰日より1年以内に申請した者。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業者が事業完了までに要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第4条に規定する補助対象事業の貸付額に相当する経費
- (2) 第4条に規定する補助対象事業の実施に要する事務費
- (3) 債権管理にかかる経費等、前各号にふくまれない第4条に規定する補助対象事業の実施に要するその他の経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は前条に定める経費を対象として、別表1に定める算定基準により、市長が定める額とする。なお、補助金の額は予算の範囲内を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金等の交付を申請するときは、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前（又は補助事業等が継続して行われている場合には各年度の最終月末日）までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の条件)

第8条 補助対象事業者は、交付申請時に第7条第2項に規定する書類とあわせて、貸付の審査方法や決定等を定める「大阪市保育人材確保対策貸付規程」を提出し、その内容について協議をおこなったうえで、市長の了承を得なければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助事業の実施内容や実施方法等を大阪市が定めた「大阪市保育人材確保対策貸付事業実施要綱」に基づき補助事業を実施しなければならない。
- 3 補助対象事業者が「大阪市保育人材確保対策貸付規程」について変更が必要となった場合は、補助対象事業者が市長に事前に申出を行い、変更内容について、協議をおこなったうえで、市長の了承を得なければならない。
- 4 補助対象事業者は、特別会計を設定して、この貸付事業に関する会計経理を明確にしなければならない。補助対象事業者が社会福祉法人である場合は、社会福祉法人会計基準に基づき、公益事業として事業区分を設定し、かつサービス区分における明確な区分を行った上で、この貸付事業に関する会計経理を明確にしなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかど

うかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市人材確保対策貸付事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市人材確保対策貸付事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、交付申請に添付すべき書類が全て到達している場合にのみ適用し、交付申請に添付すべき書類が到達していない場合については、すべての書類が到達してから30日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第11条 市長は、補助事業に対する特別会計を設定した旨の報告を受けた後、第17条1項の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助対象事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金（第17条第1項の規定により額の確定を経た補助金）を交付するものとする。

- 2 市長は、補助事業の完了後、第17条2項の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助対象事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金（第16条2項の規定により額の確定を経た補助金）を交付するものとする。
- 3 市長は、補助事業のうち潜在保育士就職支援事業に対する貸付額が20万円以内から40万円以内に上限額が増額されたことに対して、「大阪市保育人材確保対策貸付規定」を改定した旨の報告を受け、その内容について了承した後、第17条3項の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助対象事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金（第17条第3項の

規定により額の確定を経た補助金) を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第12条 補助対象事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的および内容に変更の無い場合に限る。

ア 別表1に定める補助対象事業ごとの費目の範囲内で経費流用を行う場合

イ 第4条の補助対象事業の事業内容の範囲で、補助対象事業者からの提案に基づく事業計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 第4条の補助対象事業の事業内容の範囲で、補助目的及び事業能率に關係ない事業計画の細部の変更である場合

3 市長は、第1項の申請があったときは、補助事業変更が適当と認める場合は、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金変更承認決定通知書（様式第7号）により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金中止・廃止承認決定通知書（様式第8号）により、それぞれその旨を補助対象事業者に通知する。

4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金変更不承認通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経

費

- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 補助対象事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。
- 6 補助対象事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業等の適正な執行)

- 第14条 補助対象事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、交付を受けた補助金と各年度の上半期分（4月1日～9月30日）と下半期分（10月1日～3月31日）の合計2回の貸付実績報告に基づき交付される補助金予定額の合計額に残額（ただし1,000円未満は切り捨て）がある限りは事業を継続しなければならない。

(立入検査等)

- 第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助対象事業者に対して報告を求め、又は補助対象事業者の承諾を得た上で職員に当該補助対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

- 第16条 補助対象事業者は、補助事業に対する特別会計を設定したときは、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金実績報告書（様式第11号－その1）と特別会計の設定状況がわかる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助事業が完了後20日以内（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の上半期分と下半期分の貸付実績を各半期終了後20日以内）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市保育人材確保

対策貸付事業補助金実績報告書（様式第 11 号－その 2）に規則第 14 条第 2 項および第 3 項に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 事業の実施状況がわかる書類として、次の項目に関する記載が行われているもの

- ・事業の種類

- ・貸付承認決定に関する事項（貸付承認決定の時期、貸付承認決定人数、貸付承認決定金額）

- ・貸付不承認決定に関する事項（貸付不承認決定時期、貸付不承認決定人数、貸付不承認決定理由）

- ・貸付解除および返還等に関する事項

（貸付解除決定人数、貸付解除決定時期、貸付解除決定事由、返還決定の有無、返還決定理由、返還免除決定の有無、返還免除決定理由、返還猶予決定の有無、返還猶予決定理由）

- ・連帯保証人に関する事項（連帯保証人請求の有無、相続人請求の有無）

- ・事業の実施に関する事務執行に関する体制

イ 補助事業等に係る収支決算書

ただし、第 5 条の（1）～（3）の対象経費の内訳が分かるもの

ウ アの実施状況に関して、補足する資料として次に該当する書類

- ・貸付承認決定および貸付不承認決定に関して、本補助対象事業者の審査内容の経過がわかる書類と申請書類一式

- ・貸付解除および返還等の決定に関して、補助対象事業者の審査内容の経過がわかる書類と申請書類一式

4 補助対象事業者は、潜在保育士就職支援事業に対する貸付額が 20 万円以内から 40 万円以内に上限額が増額されたことに対して「大阪市保育人材確保対策貸付規定」を改定したときは、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金実績報告書（様式第 11 号－その 3）と「大阪市保育人材確保対策貸付規定」の改定内容がわかる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定による特別会計設定の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により、当該報告に係る補助事業の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、別表 2 に基づき交付すべき補助金の額を確定し、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金額確定通知書（様式第 12 号－その 1）によりに通知するものとする。

2 前条第 2 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書

類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、別表3に基づき交付すべき補助金の額を確定し、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金額確定通知書（様式第12号－その2）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、前条第4項の規定による「大阪市保育人材確保対策貸付規定」の改定の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により、当該報告に係る補助事業の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、別表4に基づき交付すべき補助金の額を確定し、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金額確定通知書（様式第12号－その3）によりに通知するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
 - (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
 - (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
 - (4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取り消しを行ったときは、理由を付して補助対象事業者に大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じ、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の命令があったときは、補助対象事業者は返還を命じられた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の命令を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

4 市長は、第10条第1項の規定により補助対象事業者より、補助事業の中止・廃止に関する申請があり、第10条第2項の規定により補助事業の中止・廃止が承認された場合において、すでに補助金交付を受けている場合については、第14条第2項により実績報告を行うとともに、すでに交付された補助金の精算・戻入について、期限を定めてその返還を命じ、大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金精算・戻入通知書（様式第15号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の額の更正等）

第20条 第16条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第17条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるものとし、補助対象事業者に大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金額更正通知書兼返還命令書（様式第16号）により通知し、補助対象事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第13条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を命ぜられた補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助対象事業者が返還を求められた剩余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

4 第16条に定める実績報告に変更があり、貸付額の返還が必要な場合であって、返還の期日が遅れた場合に徴収する延滞利子も含めて返還すべき貸付額の徴収が困難であることが報告された場合には、市長は、第17条に定める額の確定後もその貸付額を補助対象事業者が代わって特別会計に繰り入れさせることができるるものとし、補助対象事業者に大阪市保育人材確保対策貸付事業補助金額更正通知書兼繰入命令書（様式第17号）により通知し、補助対象事業者は、その貸付額を本市が定める期日までに繰入しなければならない。

（関係書類の整備）

第21条 補助対象事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第17条の交付額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和元年 12 月 17 日に施行し、改正後の規定は令和元年度分から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 4 年 9 月 1 日に施行し、改正後の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 6 年 7 月 25 日に施行し、改正後の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別表1)

第6条の補助金額については、次の表の算定基準により算出した合計額とする。
 (事業開始初年度)

事業名	算定基準
潜在保育士 就職支援事 業	(貸付金) 次の①と②の合計額 ①183,600,000円 (1020人×200,000円×0.9) ②(交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1 (事務費および補助対象事業の実施に要する貸付金・事務費以外の経費(以下、「事務費等」という)) 4,275,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額
保育料一部 貸付事業	(貸付金) 次の①と②の合計額 ①61,236,000円 (210人×27,000円×12か月×0.9) ②(交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1 (事務費等) 1,425,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額

(平成29年度)

潜在保育士 就職支援事 業	(貸付金) 次の①と②の合計額 ① 122,400,000円 (680人×200,000円×0.9) ② (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1 (事務費等) (4,275,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) ×0.1
保育料一部 貸付事業	(貸付金) (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1 (事務費等) (4,275,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費

	等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.1
保育補助者 雇上げ支援 事業	(貸付金) 次の①と②の合計額 ① 119,610,000 円 (60 人×2,215,000 円×0.9) ② (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) × 0.1
未就学児を 持つ保育士 の子どもの 預かり支援 事業	(貸付金) 次の①と②の合計額 ① 155,925,000 円 (約 1409 人×123,000 円×0.9) ② (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) × 0.1 (事務費等) 4,275,000 円又は交付申請時に収支予算上の 1 年分の事務費等 として申請した額のいずれか低い方の額

(平成 30 年度以降)

事業名	算定基準
潜在保育士 就職支援事 業	(貸付金) (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) × 0.1 (小数点以下切り捨て) (事務費等) (4,275,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事務 費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.1 (小数 点以下切り捨て)
保育料一部 貸付事業	(貸付金) (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した 額) × 0.1 (小数点以下切り捨て) (事務費等) (4,275,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事 務費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.1 (小数 点以下切り捨て)
保育補助者 雇上げ支援 事業	(貸付金) (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した 額) × 0.1 (小数点以下切り捨て) (事務費等) (4,275,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事

	務費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.1 (小数点以下切り捨て)
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業	(貸付金) (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) × 0.1 (小数点以下切り捨て) (事務費等) (4,275,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.1 (小数点以下切り捨て)

(別表 2)

第 16 条第 1 項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した合計額とする

事業名	算定基準
潜在保育士就職支援事業	(貸付金) 183,600,000 円 (1020 人 × 200,000 円 × 0.9) (事務費および補助対象事業の実施に要する貸付金・事務費以外の経費 (以下、「事務費等」という)) (4,275,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.9
保育料一部貸付事業	(貸付金) 61,236,000 円 (210 人 × 27,000 円 × 12 か月 × 0.9) (事務費等) (1,425,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.9
保育補助者雇上げ支援事業	(貸付金) 119,610,000 円 (60 人 × 2,215,000 円 × 0.9)
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業	(貸付金) 155,925,000 円 (約 1409 人 × 123,000 円 × 0.9) (事務費等) (4,275,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) × 0.9

(別表 3)

第 16 条第 2 項の実績報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基

準により算出した合計額とする

事業名	算定基準
潜在保育士 就職支援事業	(貸付金) 第 16 条第 2 項の実績報告の貸付実績額×0.1（小数点以下切り捨て） (事務費等) 上半期分：(4,275,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1（小数点以下切り捨て） 下半期分：(4,275,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1（小数点以下切り捨て）
保育料一部 貸付事業	(貸付金) 第 16 条第 2 項の実績報告の貸付実績額×0.1（小数点以下切り捨て） (事務費等) 平成 28 年度 (1,425,000 円と事務費等として支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1（小数点以下切り捨て） 平成 29 年度以降 上半期分：(4,275,000 円と事務費等として支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1（小数点以下切り捨て） 下半期分：(4,275,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1（小数点以下切り捨て）
保育補助者 雇上げ支援事業	(貸付金) 第 16 条第 2 項の実績報告の貸付実績額×0.1（小数点以下切り捨て） (事務費等) 上半期分：(4,275,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1（小数点以下切り捨て） 下半期分：(4,275,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出し

	た経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 (小数点以下切り捨て)
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業	(貸付金) 第 16 条第 2 項の実績報告の貸付実績額×0.1 (小数点以下切り捨て) (事務費等) 上半期分 : (4,275,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 (小数点以下切り捨て) 下半期分 : (4,275,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 (小数点以下切り捨て)

(別表 4)

第 16 条第 3 項の実績報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した金額とする

事業名	算定基準
潜在保育士就職支援事業	(貸付金) 122,400,000 円 (680 人×200,000 円×0.9)